

# 古文書を読む会学習記録

作成日 令和 1年10月14日

開催日	令和 1年10月10日	時 間	14:00-16:00
場 所	区民活動センター	受講者	14名
講 師	真田 雅行氏	作成者	深澤 勝美
テーマ	磯子区久木 堤家文書①		
概 要	<p>1 川船お役所に差出す書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 武州久良岐郡磯子村彦兵衛所持の五大力船壱艘御極印切抜きとき屋が買取り拙者の船に仕り候</li><li>○ 五大力船三艘 獵船拾壱艘 合わせて拾四艘 御年貢永一貫五拾文及び獵舟四拾艘 御仕送り舟二艘 合わせて四拾二艘 お年貢永二貫三百文を地頭へ納候</li></ul> <p>2 覚 名主より才かや宛</p> <p>早生米を以て済ませること。</p> <p>手形の通り金子拾兩年二割半利分差添えること。もし金代米なければ下作人より作徳米差し出すこと。</p> <p>済切候はば本手形下作手形ともに返すべきこと。</p> <p>3 明和六年磯子村船数書上帖</p> <p>五大力船壱艘 獵船八艘 押送り船壱艘 合わせて拾艘</p> <p>この船永六百七拾式文地頭方に取立申すこと。</p> <p>若所替等した時は早速届け出ること。</p> <p>これは子孫に至るまで年々虫干しすること。</p> <p>4 神奈川漁師町新宿村訴上げ候。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 神奈川宿内海への入会漁獵につき小柴村漁獵入会を差留め。これに対し小柴村の答えは野島 室木 3ヶ村で入会仕り候と主張。</li></ul> <p>新肴場問屋の言い分は 野島村は小物成で内海漁業税を支払っていると云うが認め難い。更に上総国富津村との出入では小柴・室木は加わらず三ヶ村組合とは認め難いこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 新魚場の議 その後合計三十一ヶ村に増加したが、代々の裁決により新肴場には納めることになっているが実行されていない。</li></ul> <p>三十一ヶ村の獲った魚類は江戸材木町新魚場に届け商売する事。</p>		
次回予定	令和 1年年10月24日 10:00-12:00 区民活動センター 第二学習 北榎間略(大黒屋光大夫漂流記録)⑥		